

須坂市消防団協力事業所表示制度  
実 施 要 綱

須坂市消防本部 総務課

## 須坂市消防団協力事業所表示制度実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、地域の消防防災力の充実強化の一層の推進を図るため、須坂市消防団（以下「消防団」という。）の活動に積極的に協力する事業所等を消防団協力事業所として認定することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等と認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号の事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、区長等の消防団活動を支援する者をいう。

### (認定の申請及び推薦)

第3 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に須坂市消防団協力事業所認定申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、事業所等が第4第1項各号（第1号を除く。）のいずれかに該当すると認められるときは、当該事業所等の同意を得て、当該事業所等を消防団協力事業所として認定するよう市長に推薦することができる。

### (認定)

第4 市長は、第3第1項の規定による申請書の提出又は同第2項の規定による消防団長等の推薦があった場合において、事業所が次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、当該事業所の施設、設備等が消防法（昭和23年法律第186号）、須坂市火災予防条例（昭和37年条例第7号）その他火災予防に関する法令等に違反しているときは、この限りでない。

- (1) 消防団員として1年以上消防団活動に従事し、かつ、事業所等に1年以上勤続する者が2人以上いる事業所等

- (2) 従業員の消防団活動について勤務条件上の配慮をしている事業所等
- (3) 災害時等に事業所等の資材、機材等を消防団に提供するなど協力している事業所等
- (4) 前3号に掲げるもののほか地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると市長が認める事業所等

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において必要があると認めるときは、申請又は推薦のあった事業所等を調査し、又は消防団長等に意見を求めることができる。

(表示証の交付)

第5 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に表示証（様式第2号）の交付をするものとする。

2 前項の場合において、協力事業所として認定した事業所等の所在地が須坂市又は他の市町村にある場合で、既に他の市町村から表示証の交付を受けている場合は当該市町村長と協議の上、須坂市の名称を表示証に併記するものとする。

(表示証の掲示等)

第6 協力事業所は、交付を受けた表示証を事業所等の見やすい場所に掲示することができる。

2 表示証の交付を受けた協力事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識できない方法を含む。）により事業所等が協力事業所である旨を表示することができる。この場合において、協力事業所は、表示証の写しを拡大し、又は縮小して使用することができる。

3 第8の規定による認定の有効期間を満了し、又は第9の規定により認定を取り消された事業者等は、掲示又は表示を中止しなければならない。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第7 市長は、表示証の交付に際して、須坂市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第3号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(認定の有効期間)

第8 協力事業所の認定の有効期間は、認定の日から2年又は第9の規定による認定の取消の日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成18年11月29日付け消防災第427号）の規定による総務省消防庁消防団協力事業所

表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合には、当該認定の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証に係る有効期間の満了の日までとする。

2 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

3 第3及び第4第2項の規定は、前項の認定の更新について準用する。

（認定の取消し）

第9 市長は、協力事業所が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、協力事業所の認定を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により表示証の認定を受けたとき。

(2) 事業を廃止又は休止したとき。

(3) 認定を受けた基準を満たさなくなったと認められるとき。

(4) その他消防団協力事業所として適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により協力事業所の認定を取り消したときは、須坂市消防団協力事業所認定取消通知書（様式第4号）に取消し理由を付して当該認定を取り消された事業所等に通知するものとする。

3 第1項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

（協力事業所の公表）

第10 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について、広報誌等により公表するものとする。

（協力事業所の表彰）

第11 市長は、協力事業所の協力内容等が顕著であると認められるときは、須坂市表彰規則（昭和39年規則第8号）に基づき表彰することができる。

（補則）

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。